

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a blue, serif font. The background features a stylized world map in a lighter blue tone, partially obscured by dark blue geometric shapes.

JETRO

# 湾岸協力会議（GCC）関税同盟調査

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 トバイ事務所

2026年3月

A photograph of a business meeting with a digital overlay. The image shows several people in business attire standing in a modern office or cityscape. Overlaid on the image are glowing blue and white digital lines and patterns, including a map of the GCC region, suggesting a focus on technology and international trade.

# 調査の背景と目的

## 背景

- 湾岸協力会議（GCC）の6加盟国〔サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、カタール、バーレーン、クウェート、オマーン）は2003年に関税同盟を設立し、域内関税を撤廃するとともに、原則5%の対外共通関税（一部例外あり）を導入した。その結果、日本からGCC諸国への主要な輸出品目の多くに、5%の輸入関税が課されている。
- 日本とGCCは2024年7月、経済連携協定（EPA）の交渉を再開することで合意した。2024年12月に第1回交渉会合、2025年7月に第2回交渉会合が開催された。

## 目的

- 本調査の目的はGCC関税同盟について情報の整理を行うことである。
- 調査範囲はGCC関税同盟の制度概要や最新動向、運用上の課題、センシティブ分野、GCC諸国の貿易動向やEPA/自由貿易協定（FTA）などの状況を含む。

## 補足

- 本レポートのデータはGCC、GCC加盟国、パートナー国・地域の公式サイト、ならびに信頼性の高い2次情報を組み合わせた分析に基づいている。なお、GCCの関税制度に関する文書の多くは一般に公開されていない。
- 一部の公式データや文書については、更新時期が著しく古いものや、特定の時点以降に生じた貿易環境や貿易量の変化を十分に反映していないといった時間的制約があり、利用ができない場合もある。
- 多くの公式資料は英語で容易に入手ができず、解釈に若干の差異が生じる可能性がある。

### 免責事項：

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地コンサルティング会社Corporate Consultancy & Development LLC（CCD）に作成委託した調査報告書（英語版）の内容を日本語に翻訳し、取りまとめたものです。本レポートは2026年1月時点で入手している情報に基づいています。

本レポートにて提供される情報などについては正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報などの採否はお客様自身の判断、責任において行ってください。本レポートでの提供情報などに関連して、お客様が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロ〔及びCorporate Consultancy & Development LLC（CCD）〕はお客様に対し、一切の責任を負わないものとします。

# 目次

I.	制度概要と最新動向	4
II.	運用上の課題とセンシティブ分野	7
III.	貿易動向	16
IV.	対外的な自由貿易協定（FTA）などの状況	19
V.	日本との関係	25

# I. 制度概要と最新動向

# 1 | 制度概要

- GCC関税同盟は、加盟国を一つの関税地域として扱う制度である。



## 中核的な枠組み

2003年1月1日に発足したGCC関税同盟は「統一関税地域」を確立。

主な原則は以下のとおり：

- **対外共通関税（CET）**：域外国からの輸入品に対し、原則5%が適用される
- **最初の入域地点での関税の一括徴収**：関税は最初の入域地点で一度のみ徴収される
- **域内の自由な移動**：加盟国間の移動に際しては、追加の関税は課されない



## 統治構造

- **最高理事会**：最高機関（国家元首）
- **閣僚理事会**：外相が一般政策を監督する
- **財政・経済協力委員会**：財務相が同盟を主導する
- **GCC事務局**：規則の草案作成、調整、遵守状況の監視を行う
- **各国税関当局**：GCC統一関税法を施行し、最初の入域地点での通関業務を行う



## 運営

- GCCへの最初の入域時に一度のみ関税を徴収する
- GCC域内で共通の電子輸入申告
- 貨物を施封下で次の目的地へ輸送できる
- 関税収入はGCC域内の決済制度を通じて分配される
- 2015年に初入域（通関）時の統一手続きを導入
- 共通の書類および検査
- GCC域内で累積原産を認める柔軟な原産地規則

### <同盟を支える制度的な枠組み>

- GCC統一関税法
- HSコードに整合した統一関税
- 相互承認・協調的管理
- GCC標準化機関による統一規格化・HSコードの調和

(出所) [GCC事務局ウェブサイト](#)を基にCCD作成

## 2 | 最新動向

- 関税や通関制度の整備によって、GCC域内の取引の透明性と予測可能性が向上し、輸出入業者の事務負担や通関上のリスクが軽減されている。
- 一方で、加盟国ごとの執行や運用規則の違いから、実務上の不確実性は依然として残っており、導入の速度や実効性にもばらつきがある。

A

### 12桁のGCC統一関税表

2025年1月から、HS2022年版に準拠した統一の12桁の関税表を採用し、品目レベルの分類を拡充するとともに、税率の整合を図った。

B

### GCC統一関税 データプラットフォーム

加盟国全体で税関データの共有を可能とする統一プラットフォームの構築を開始。その一例として2025年1月からGCC統一関税表（GITC）が採用された。

C

### 制限品目・禁止品目リストの更新

サウジアラビアやカタールなどは、関税制度の統一に合わせて、2024～2025年に制限品目・禁止品目リストを更新した。

D

### GCC諸国向け認定事業者 (AEO) プログラム

2023年1月1日にAEO制度の枠組みが施行され、域内の通関手続きを統一・迅速化するための統一ガイドを発行された。

E

### デジタル化の推進

加盟国は、貿易手続きのデジタル化を進めるため、ペーパーレスな通関環境の構築を積極的に推進している。

F

### GCC関税同盟庁 (Customs Union Authority)

2012年に設立したGCC関税同盟庁は、2024年に制度・体制の整備が完了した。

## Ⅱ. 運用上の課題とセンシティブ分野

# 1 | 実務上の課題

- GCC関税制度には、制度的な枠組みと実務運用との間に一定のギャップが存在している。

国境を越えた共通の通関手続きが整備されておらず、GCC域内の貨物を移動させるための完全に統一された仕組みが存在しない

- GCC域内の輸入者は加盟国ごとの手続きに対応する必要があり、手続きの煩雑化や通関に要する時間の増加を招いている。
- 例：UAEとサウジアラビアではトラックの積載容量の基準が異なる。

GCCで統一された公開関税データベースが存在しない

- コンプライアンス対応やアドバイザーに要するコストが増加している。
- 独自のHSコード桁数の拡張、解釈の違い、各国ごとの物品税により、あるGCC加盟国では、円滑に通関された貨物が、別の加盟国では再審査のために留め置かれる場合がある。

対外共通関税（CET）が導入されているにもかかわらず、実務上は関税と通商政策の完全な統一が実現していない

- GCCの輸入者は、加盟国ごとの個別の関税に関するデータと制限品目・禁止品目リストを確認する必要がある。
- 例：ある加盟国では輸入が許可されている品目であっても、他の加盟国で禁止されている場合には、当該国を通過することはできない。

通関システムの自動化と運用の違い

- 加盟国間では、輸入時における通関手続きに対する相互の信頼が完全には確立されておらず、陸上の国境では貨物の評価、検査、場合によっては精査といった手続きが繰り返行われている。
- GCC域内の港湾では、通関処理速度や予見可能性にばらつきがあり、滞留時間の変動、超過保管料（デマレッジ）の発生、追加での書類提出の要請につながる可能性がある。

二国間自由貿易協定（FTA）はGCC関税同盟の基盤に課題を生じさせている

- GCC域内の輸入者は、国別のFTAを利用して輸入するか、GCC FTAを利用するか選択できる。
- 例：オマーンでは、米国とオマーンのFTAが存在するため、輸出者は他の加盟国よりも競争に直面しやすくなる可能性がある。

共通のコンプライアンス枠組みが存在しない

- 製品規格、適合性評価、ライセンス付与・執行は、各加盟国が個別に定義、運用している。このため、コンプライアンス対応コストの増加、試験・認証の重複、準備期間の長期化を招いている。
- 例：UAEとサウジアラビアでは、ハラー認証が異なっており、それぞれの承認が必要とされる。

(出所) GCC関税同盟庁年次報告書2024を基にCCD作成

なお、解釈・整理は Task Coordination Group (TCG) 形式による事前説明・意見交換協議に基づく

## 2 | 加盟国間における実務上の相違

カテゴリー	説明	例
通関と国境 における摩擦 	<b>加盟国別に個別に締結されたFTAの存在により、域内での再確認・再手続きが必要。</b>	米国・オマーンFTAにより、一部の米国原産品には関税率0%が認められているものの、カタールやサウジアラビアは、これらの品目が自国市場に流入する際に規制障壁を課している。
	<b>付加価値税（VAT）および物品税は原産地で徴収されるものの、最終仕向地が徴収権を有する。</b>	域内国境の税関は、最終仕向地が徴収を請求するための保証と書類の確認を行う必要があり、その結果手続きの煩雑化や遅延が生じている。
	<b>標準化されていない港湾サービスの取扱手数料：</b> 水先案内、接岸、荷役、保管といった費用が港湾ごとに異なる場合がある。	海運会社はコスト削減のため、他の港湾ではなく、ジュベル・アリ港（UAE）での荷揚げを選択する場合があります。接続性とエンド・ツー・エンドの物流に追加的な負担をもたらしている。
規制の相違 	<b>衛生植物検疫措置（SPS）の執行が統一されていない：</b> A国で通関、承認された食品が、規制の相違によりB国では受け入れられず、拒否される可能性がある。	ある製品がGCC標準化機関（GSO）ガイドラインを満たしていても、加盟国によっては、食品添加物の制限値への適合や追加の特別な書類が必要になる場合がある。
	<b>表示と認証の不一致：</b> 認証スタンプや有効期限表示などに相違がある場合、再包装または再表示が義務付けられる。	サウジアラビアでは、特定の認証スタンプ〔例：電子機器におけるサウジアラビア標準化公団（SASO）の認証〕や2言語表示が必要であり、時間、コスト、物流面で負担が生じる。
	<b>外資所有の制限：</b> 外国企業がオンショア事業を行う場合、より厳格で長期のライセンス取得手続きが必要であり、場合によっては強い権限を持つ現地スポンサーを必要とする。	UAEでは外資所有の形態で地域統括拠点の設立が可能である一方、クウェートにおいては同様の形態の場合、設立に関して制限に直面する可能性がある。
市場、投資、 調達における 障壁 	<b>独占的商業代理店法：</b> 無期限の現地販売権を強力に拘束する法律。契約内容の変更や契約解除は困難かつ費用がかかる。	クウェートの代理店法に基づく独占規定により、代理店が業績不振であっても、輸入業者の変更や代理店の乗り替えが認められない。
	<b>自国企業を優遇する公共調達制度：</b> 国内拠点を有する企業が優先されるため、域内の公共部門の契約では他国企業に不利になる	サウジアラビアでは、他のGCC加盟国からの事業展開を認められておらず、政府契約を獲得するためにサウジアラビア国内での拠点設置を義務付けている。これは他の加盟国にとって障壁となり、GCCの統一原則を損なう結果となっている。
	<b>「ネガティブリスト」の不統一：</b> GCC各国で統一されておらず、規制対象となる分野が国ごとに異なる。	外資系の法律事務所やメディア企業は、サウジアラビアやUAEでは比較的容易に設立できる一方、クウェートやカタールでは参入の禁止や現地企業とのパートナーシップの提携を求められる可能性がある。そのため、市場ごとに適した個別の参入戦略が必要となる。

（出所） CCDによる専門家へのインタビューを基にCCDが作成。

## 3 | GCC域内の物流課題

- GCC域内の物流は、輸送手段の制約を受けており、運用面で統一性を欠いている。

課題領域	説明	物流と貿易への影響
輸送手段の非効率性	GCC域内は鉄道網が未整備のため、道路輸送が主流となっている。これによりコストが高くなり、輸送能力が低下している。	貨物の輸送が非効率である場合の物流コストは、鉄道と他の輸送手段が適切に連携した効率的な物流体制が整っている場合と比べて、平均で最大30%上昇する。
国境における遅延と摩擦	統一された入国手続きが導入されているにもかかわらず、トラックは繰り返し検査やプロファイリングを受けている。	不確実性の増大や時間的損失により、納期遅延と高コスト化を招いている。
品目分類の不統一	各国税関当局は、異なる基準や品目分類を適用する可能性がある。	仕向地国において、貨物が拒否される、または再課税されるリスクが生じる。

- GCC関税同盟は依然として部分的な統合にとどまっており、原産地規則の相違や二国間FTAの重複により、域内では引き続き税関検査が必要とされている。
- GCC域内に統一された鉄道網が存在しないため、国境を越える貨物輸送は、高コストかつ輸送能力の低い道路輸送に依存せざるを得ない。

### グワイファト国境の混雑 (UAE-サウジアラビア)

ハブ間でのセキュリティ・書類確認および長い待機列により、トラックは48~72時間の遅延を被る。その結果、超過保管料（デマレージ）の増加と冷蔵貨物の品質劣化リスクが高まっている。

### 非効率な貨物移動

製造拠点から出荷されるプロジェクトカーゴ（注）や大量の石油化学製品は、輸送を容易にするために細かく分割されるが、その結果、手続きが複雑化し、多くの書類が必要となるほか、環境負荷も大きくなる。

（注）コンテナに収まらない長大貨物や重量物などの特殊貨物全般を指す。

（出所）専門家へのインタビューを基にCCD作成。

## 4 | 最終コスト・通関時間に影響する実際のリスクと障壁

- GCC域内で関税は統一されているものの、各国ごとに付加価値税（VAT）、物品税、非関税措置が運営、適用されているため、最終的な着地コストと通関上のリスクは国によって異なる場合がある。

### 統一された基盤、分散された複雑性：

- 対外共通関税（CET・HSコード12桁）は共通基盤として意図されているものの、加盟国による導入は段階的で、展開の時期も国ごとに異なるため、HSコードの桁数の不一致が想定される。

### コストに実質的な影響を与える税制：

- 付加価値税（VAT）および物品税は各国で個別に決定されており、最終的な着地コストに実質的な影響を与える要因となっている（例：サウジアラビアのVATは15%であるのに対し、UAEでは5%）。

### 運営上のリスク = 非関税障壁：

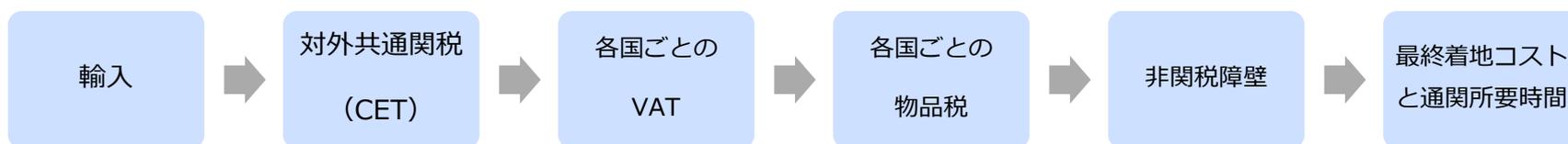
- 輸入禁止措置、許認可制度、製品別の規制は加盟国ごとに異なっており、市場アクセスを阻害する可能性がある。

### 産業用投入財に対する関税免除：

- GCC統一産業規制法に基づき、産業用投入財に関して、関税が免税される。

GCC各国のVATの標準税率と物品税

国	VATの標準税率	物品税
サウジアラビア	15%	品目により50% もしくは100%
UAE	5%	品目により50% もしくは100%
バーレーン	10%	品目により50% もしくは100%
オマーン	5%	品目により50% もしくは100%
カタール	なし	品目により50% もしくは100%
クウェート	なし	なし



（出所）サウジアラビア国家文書・記録センター（NCAR）を基にCCD作成  
なお、解釈・整理はTCG形式による事前説明・意見交換協議に基づく

## 5 | 最近のGCC加盟国間の貿易紛争事例

### 最近の事例

事案	概要	詳細
<b>対カタール断交 (2017年6月)</b>  技術的な通関手続きよりも、政治的な判断が優先される場面も少なくないことを示している。	<b>違反の疑い</b>	WTO規則に基づく物品、サービス、知的財産権に対する制限。サウジアラビア、UAE、バーレーン（およびエジプト）は、国家安全保障上の理由を懸念にカタールとの外交・経済関係を断絶した。
	<b>貿易の混乱</b>	この措置により陸路、空路、海路が閉鎖され、GCC域内におけるカタールとの直接貿易が事実上停止した。
	<b>WTOでの対応</b>	カタールは以下に対してWTO紛争を提起した： UAE (DS526)、バーレーン (DS527)、サウジアラビア (DS528)
	<b>追加案件 (DS567)</b>	カタールは、beIN Mediaのコンテンツに対する海賊版流通（「beoutQ」事件）について、サウジアラビアが措置を講じなかったとして提訴し、WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）上の義務違反を主張した。
	<b>解決</b>	2021年1月の「アルウラ声明」により、当該国間における公式な和解と貿易・外交関係の回復が実現した。
<b>サウジアラビアの フリーゾーン輸入 法令 (2021年7月)</b>  フリーゾーンを国内関税地域と同一視する「単一市場」的扱いを見直し、両者を制度的に区分する方向性を示した。	<b>規制改正</b>	サウジアラビアは、GCC域内からの輸入品に適用される原産地規則を改正した。GCC域内のフリーゾーンで生産された製品、GCC加盟国以外の投入物・所有権を含む製品については、GCC関税同盟に基づく免税扱いの対象から除外された。
	<b>貿易への影響</b>	UAEをはじめとした湾岸地域のフリーゾーンを経由した多くの再輸出品が関税の対象となり、GCC域内で確立された貿易の流れが混乱した。
	<b>実施</b>	サウジアラビアのザカート・税・税関庁（ZATCA）は優遇措置を認める前提として、より厳格な原産地証明書類の提出および付加価値の検証を求めた。

## 6 | 加盟国間の貿易紛争解決に向けた枠組み

### 紛争解決の枠組み

#### 紛争解決委員会

(Dispute Settlement Commission)

- 最高理事会に報告する。
- 最高理事会が、案件の性質に応じて、個別案件ごとに設置する。
- 憲章の解釈や適用に関する紛争が閣僚理事会や最高理事会において未解決のままの場合に設置される。
- 委員会は勧告や意見を含む報告書を最高理事会に提出し、適切な措置を講ずる。

#### GCC商事仲裁センター

(GCC Commercial Arbitration Centre)

- 商事紛争を対象として、拘束力のある判決を下す（処理目標時間：100日）。ただし、国家レベルの紛争については、法的裁判機関ではなく、最高理事会による高位レベルの介入を通じて解決するのが通常となる。
- 商事紛争の解決に向けた、受け入れ可能な解決メカニズムを提供する。
- GCC国民間または非GCC国籍者との商事紛争を扱う。
- 経済協定の実施、ならびに実施決定に起因する商事紛争を扱う。

#### 評価委員会

(Valuation Committee)

- 事務総長によって設置され、行政当局の職員により構成される。
- 税関当局と輸入貨物の価値について利害関係者との間で生じる、貨物の評価に関する紛争を解決する。
- 紛争が未解決の場合、まずディレクターに、続いて事務総長へと段階的に付託される。

(出所) 紛争解決委員会や評価委員会などの資料を基にCCD作成

## 7 | 地域政治が左右するGCCの結束と貿易

- 地域政治がGCCにおける貿易慣行を左右することが多い。
- 中東地域では地政学・地経学の動向によって情勢が急速に変化するため、GCCの結束には、加盟国が共通で遵守する枠組みよりも、各国の対外政策や地域安定化への取り組みのほうが大きく影響する可能性がある。この典型例が2017年のカタール断交である。

GCC加盟国の近隣諸国・組織等とのかかわり

近隣諸国・ 組織等→/ GCC ↓	イラン	イスラエル	トルコ	イエメンの フーシ派	エジプト	レバノン	シリア
サウジ アラビア	●	●	●	●	●	●	●
UAE	●	●	●	●	●	●	●
カタール	●	●	●	● (調停)	●	●	●
バーレーン	●	●	●	●	●	●	●
クウェート	●	●	●	●	●	●	●
オマーン	●	●	●	● (調停)	●	●	●

(凡例)

- 断絶／武力衝突／制裁／国交正常化に至っていない状態
- 政治的・戦略的緊張関係 | 関与はあるが正式な戦略的パートナーシップは未形成
- 国交正常化／協力関係 | 戦略的パートナー関係

(注) 本表はCCDがGCC加盟国地域の主要な周辺国・組織等とどのように関係しているかを分析・表したものである。情勢は変わりうる。

(出所) GCC加盟国外務省声明、ロイター通信、中東主要紙などを基にCCDが分析・作成

# 8 | GCC加盟国のセンシティブ分野

## 関税政策

5%の対外共通関税 (CET) +  
非関税障壁 (NTBs)

## 産業政策

現地調達/国産品優先  
(サウジアラビア/UAE)

## 戦略的保護

現地付加価値/労働力基準  
(例: サウジアラビア)

### GCC全域における商品分類 (HSコード8桁までで指定)

共通禁止品目

一般的な制限品目

特殊な性質の品目

国別禁止品目

国別保護品目



### 各GCC加盟国が自国の国益に基づき指定し得るセンシティブ分野 (注)

### 考えられる理由

石油化学、鉄鋼、セメント

中国とのFTA交渉、  
アンチダンピングの懸念

麻薬、賭博用具、生きた豚、メディアおよびコンテンツ、放射能汚染物質、生きた動物、武器  
および弾薬、医薬品、特定の無線機器

宗教、文化、安全保障、健康

(注) GCC共通の公式分類ではない。

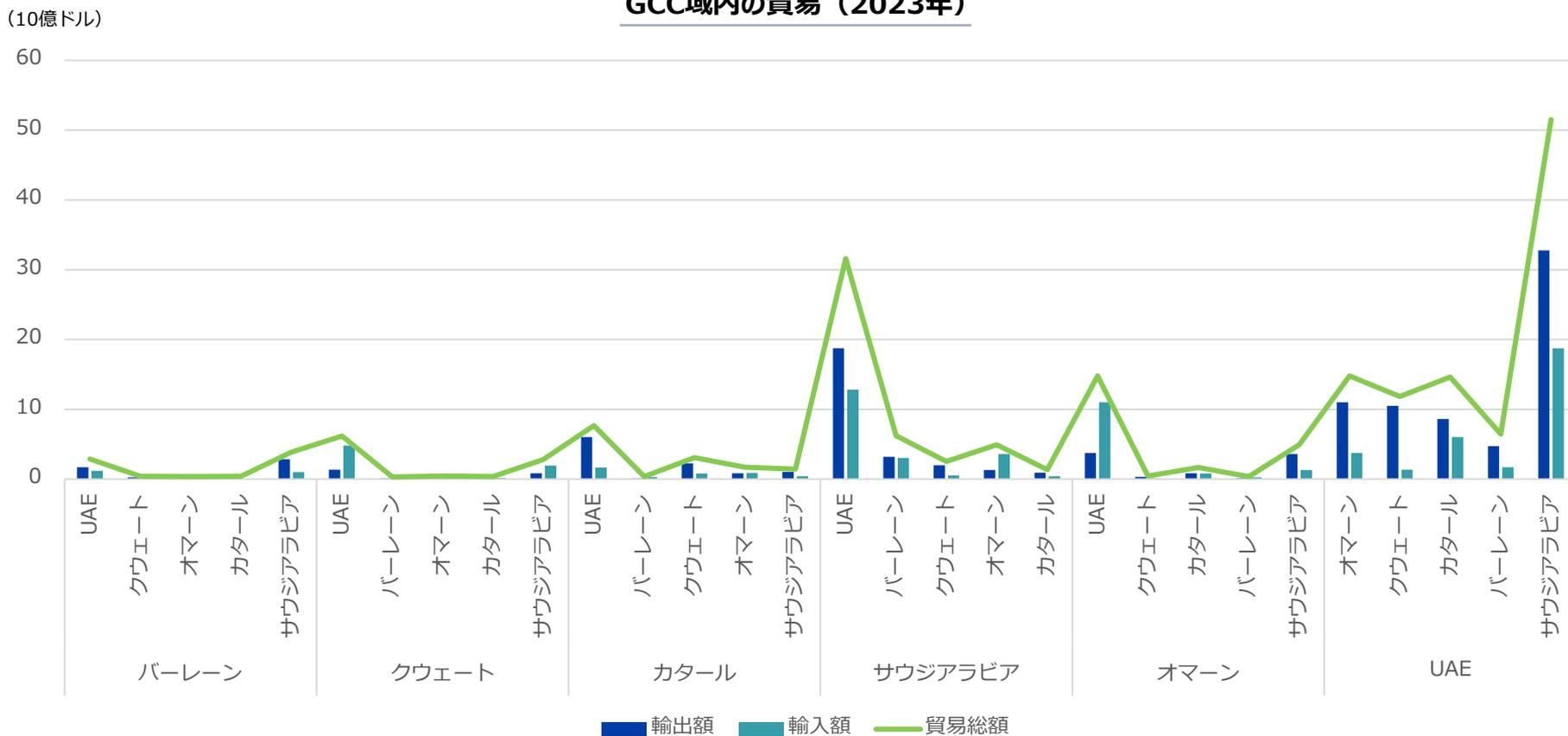
(出所) UAE公式法令ポータルサイト

## Ⅲ. 貿易動向

# 1 | GCC域内貿易の現状

- GCC域内貿易は、UAEが最大規模の貿易ハブとして機能し、サウジアラビアも主要な貿易拠点として重要な役割を果たしている。
- GCCの中で、バーレーンやオマーンなどの経済の小規模な国は、貿易が不均衡で、相互取引よりもUAEへの依存が強い。これは地域バリューチェーンの統合の浅さと、協力深化の余地を示唆している。

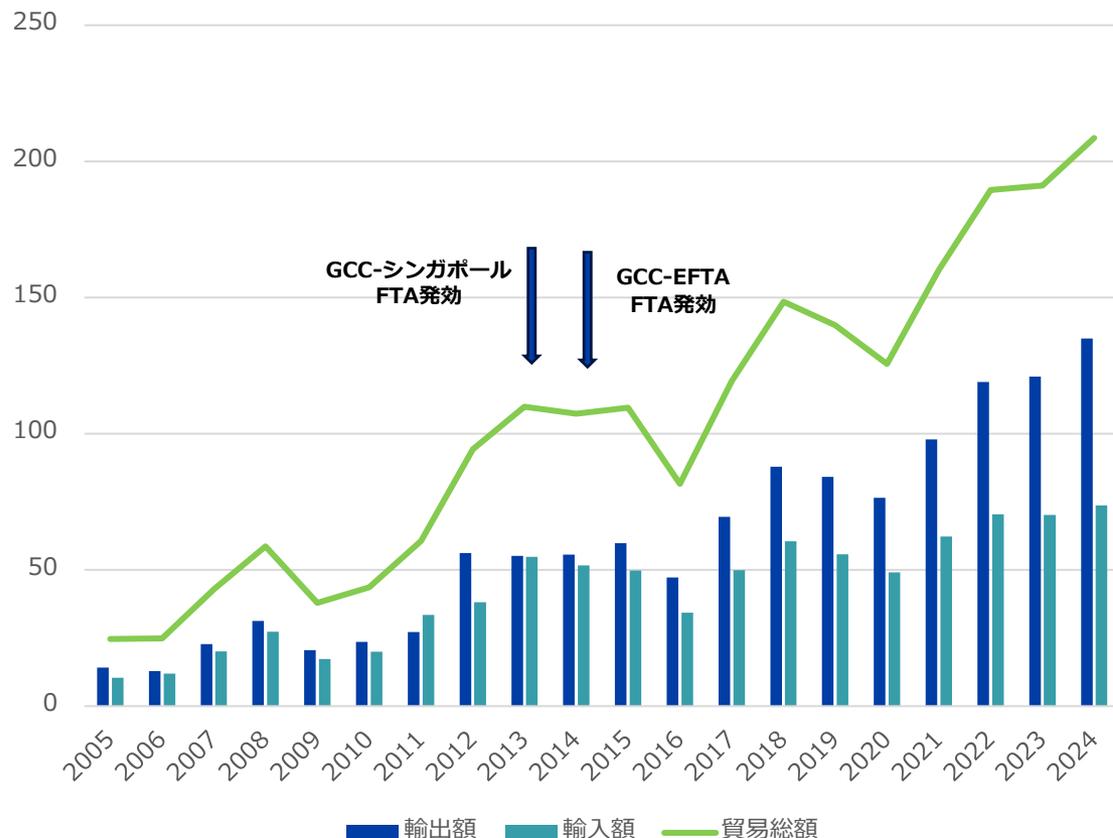
GCC域内の貿易（2023年）



## 2 | GCC域内の輸出入

GCC域内貿易（GCC全体、2005年-2024年）

(10億ドル)



(出所) CCDがWITSデータベースを基に作成

### GCC域内貿易の成長を支えた 主要な政策転換点

#### 1. 関税同盟が貿易拡大の基盤を築く (2003年) :

関税の統一、最初の入域地点での関税の一括徴収、共通の関税規則の導入により、各国による個別の断片的な貿易から、GCC域内の輸出入の持続的成長へ構造的に転換した。

#### 2. GCC-シンガポール自由貿易協定 (FTA) が高付加価値貿易とサプライチェーンを加速 (2013年) :

世界的な原油価格下落と外部需要の減退により、輸出額が一時的に減少し、GCCの炭化水素輸出の名目価値が低下した。

#### 3. GCC-欧州自由貿易連合 (EFTA) との自由貿易協定 (FTA) が回復力と長期的な市場アクセスを強化 (2014年) :

急激な世界的原油価格の下落がGCCの輸出額に下落圧力をかけたが、GCCとEFTAのFTAのルールに基づく枠組み、累積規定、規制の確実性が、貿易フローの安定化と市場アクセスの維持に寄与した。

(注) BRIEF評価とは、利用可能な情報を踏まえて影響の大きさや相対的な差異を概括的に示すもの。

(出所) CCDによるBRIEF評価、IMF〔GCCにおける経済多角化 (2014年) 〕

## IV. 対外的な自由貿易協定（FTA）などの状況

# 1 | GCC関税同盟の対外経済協定（EPA/FTA）の現状

パートナー	状況
シンガポール	発効 (2013年9月)
EFTA (アイスランド、 ノルウェー、スイス、 リヒテンシュタイン)	発効 (2014年7月)
韓国	署名済み (未発効)
パキスタン	署名済み (未発効)
ニュージーランド	交渉完了 (未署名)
EU	交渉中
中国	交渉中

パートナー	状況
日本	EPA交渉中
トルコ	交渉中
英国	交渉中
インド	交渉延期
オーストラリア	保留中
インドネシア	交渉中
レバノン	署名済み (未発効)

(注) 2026年1月時点での情報を基に作成  
(出所) UAE経済観光省などを基にCCD作成

## 2 | GCC EPA/FTAと二国間EPA/FTAの特徴

### GCC協定（EPA/FTA）の特徴

GCC×地域経済圏：加盟国全体に共通の貿易ルールと義務を適用する

財・サービス：域内の財・サービス貿易を自由化し、統一的な市場アクセスを実現する

政府調達：外国企業がGCCの公共調達に参加できるよう、透明で公平な入札ルールを導入する

知的財産・競争政策：イノベーション保護と公正な競争のため、知的財産保護と競争政策の共通基準を策定する

### 二国間協定（EPA/FTA）の特徴

個別GCC加盟国×相手国：他のGCC加盟国には利益がおよばない

国別の固有ニーズ：各GCC加盟国の経済優先分野や戦略産業を踏まえて調整できる

適用範囲がより狭い：GCC協定と比べ、対象分野が少なく、規制の共通化も限定的である

個別に最適化された制度内容：関税率表や原産地規則などを、二国間貿易の構造に合わせて個別に調整できる

- 二国間協定の事例
  - ・ UAE-インド包括的経済連携協定（CEPA）
  - ・ オマーン-米国FTA
  - ・ UAE-イスラエルCEPA
  - ・ UAE-トルコCEPA
  - ・ インド-オマーンCEPA（※2026年1月締結）

（注）詳細はジェトロ「世界のFTAデータベース」をご参照ください。

### 貿易業者は適用可能な協定（EPA/FTA）を選択することが可能

原産地規則は事業者が選択する協定（EPA/FTA）に従って適用される

適用される関税率やその他の優遇措置は、事業者が選択する協定(EPA/FTA)に基づいて決定される

適正な書類提出が必要

各GCC協定または二国間協定に基づき設置される合同委員会による協調およびWTO規則の遵守

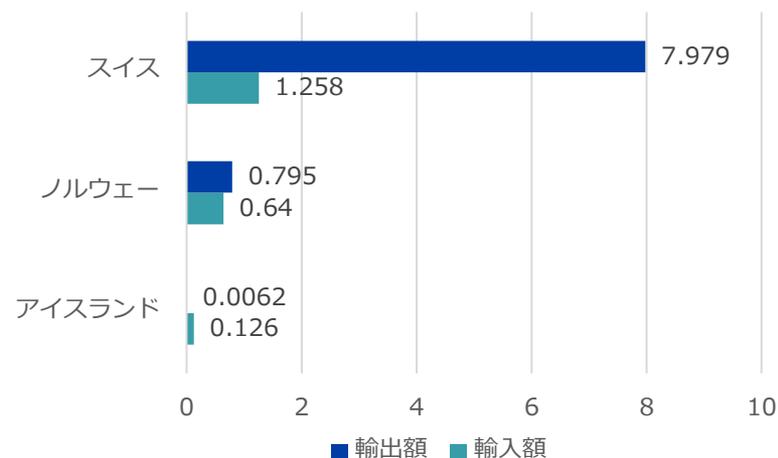
**貿易業者は選択した協定の優遇関税措置を受けられるものの、その他の協定（EPA/FTA）の優遇関税措置を同時に受けることは認められていない**

### 3 | 貿易の現状（EFTA/シンガポール）

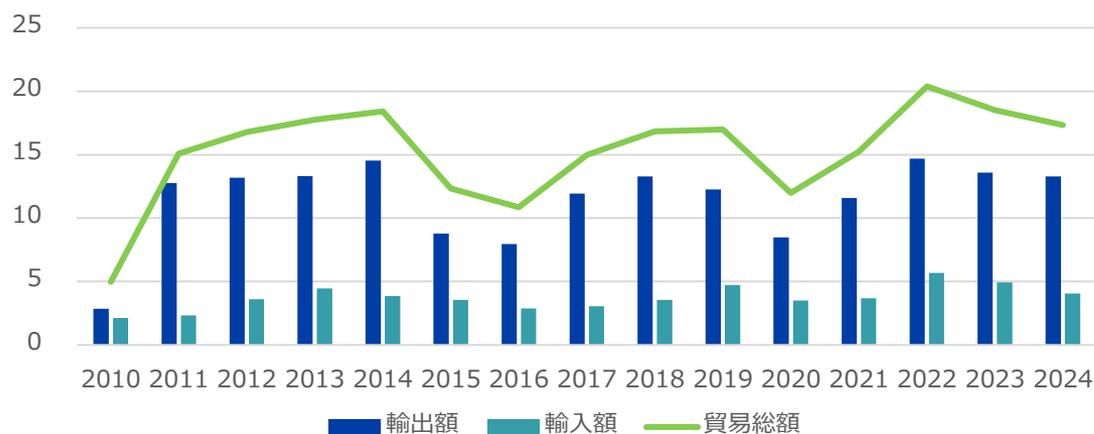
EFTA諸国の対GCC貿易総額の推移（2003-2024年）（単位：10億ユーロ）



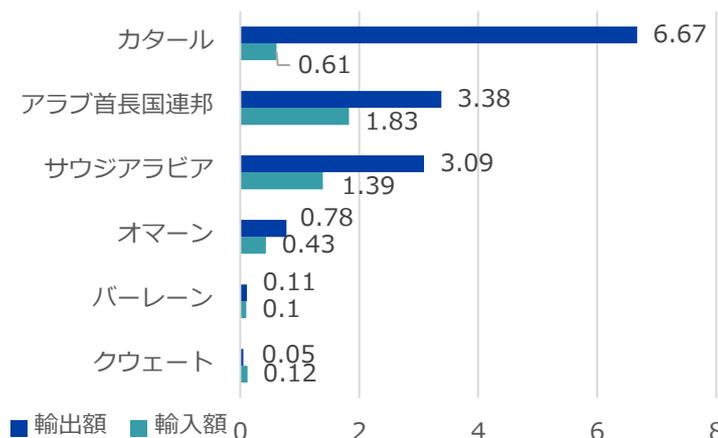
EFTA諸国の対GCC輸出入額  
（2024年）（単位：10億ユーロ）



GCCの対シンガポール貿易総額の推移（2010-2024年）（単位：10億ドル）



GCCの対シンガポール輸出入額  
（2024年）（単位：10億ドル）



（注）「EFTA諸国の対GCC輸出入額」については、スイスとリヒテンシュタインの間には関税同盟が存在するため、スイスの数値にリヒテンシュタインの実績も含まれる（出所）[EFTA公式サイト](#)、WITS、ITC Trade Map

## 4 | GCC-EFTA間の協定における規定

### 物品貿易



- 2014年7月の発効で、GCCへの輸入品の大半が無税となり、（工業製品や魚類を含め）関税品目は5年間で段階的に撤廃された。
- 二国間協定の対象となる農産物および加工品は、関税上の優遇措置を受ける。
- 原産地証明書「フォームEUR.1」に加え、アンチダンピング、国営貿易企業および補助金、衛生植物検疫措置（SPS）および技術規制に関する規定が設けられている。

### 農業



- GCCとアイスランド、ノルウェー、スイスとの間で個別の二国間協定が締結されている。
- 署名国間の農業貿易を一層自由化することを目指す。

### サプライチェーン



- サプライチェーンに関する特段の言及はない。

### サービス貿易



- WTO義務を超える、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）のポジティブリストによるコミットメントが、GCC-EFTA協定の付属書VIIに定められている。
- スケジュール化された分野およびモード（形態）において、内国民待遇および市場アクセス制限の緩和が規定されており、国内規制、資格認証、人の移動に関する規則などによって裏付けられている。

### 電子商取引（EC）



- ECの経済的重要性、障壁を回避する必要性、データ保護・消費者保護・未成年者や公序良俗の保護といった信頼確保の役割を重要視する。
- 法制度、動向、および国際フォーラムにおける活動に関する情報交換について協力する。
- 効果的な情報交換を支援するため、柔軟な制度的枠組みを設けている。

### エネルギー



- UAE、クウェート、カタールは、エネルギーおよびエネルギー関連サービスについて、いかなるコミットメントも提示していない。
- UAEは自国のエネルギー資源セクターをFTAの対象から明示的に除外している
- グリーンエネルギーに関する言及はない。

## 5 | GCC-シンガポール間の協定における規定

### 物品貿易



- GCC原産品はシンガポールに無税で輸入が可能。
- 2013年9月の発効で、GCCへの輸入品の大半が無税となり、関税品目は5年間で段階的に撤廃された。
- 品目別/付加価値（35%）の原産地規則に、デミニミス（最低課税価格）基準と輸出者／生産者による自己証明が付されている。
- 電子（ペーパーレス）通関および事前原産地裁定が導入され、SPS/貿易の技術的障害（TBT）ならびにWTOの総合的な貿易救済措置が整備されている。



### 投資

シンガポールはGCC加盟3カ国（バーレーン、オマーン、サウジアラビア）と政府間協定（IGA）を締結済みであり、残りのGCC加盟国（クウェート、カタール、UAE）との交渉開始にも前向きな姿勢を示している。

### 協力



#### 重点分野

- (i) 情報通信技術（ICT）
- (ii) メディア
- (iii) エネルギー
- (iv) 電子商取引（EC）
- (v) ハラール認証基準およびハラールマーク
- (vi) 航空業務
- (vii) GCC-シンガポール FTA の目的および原則の実施に貢献するビジネス訪問

### サービス貿易



- 附属書VおよびVIに基づくGATSプラス（注）のポジティブリスト方式を採用し、特定の分野および供給形態において、WTO上の義務を超える内国民待遇の付与および制限の緩和を実現する。
- 透明性のある許認可制度、資格の相互承認、専門家の移動を通じたサービスの自由化を可能とする高度な規制規律を整備するとともに、時間の経過とともにコミットメントを深化させるためのメカニズムを設ける。

### 電子商取引（EC）



- 開発または利用上の障壁は回避される。デジタル製品については、提供手段または原産地に基づくデジタル製品の差別的扱いは行わず、電子送信に対する関税の課徴を禁止する。
- 電子的に提供されるサービスは、サービス貿易として扱われる。
- 課税評価は、デジタルコンテンツの価値ではなく、物理的な媒体に基づいて行われる。

### エネルギー



- UAEは、エネルギー資源部門をFTAの対象から明示的に除外している。
- グリーンエネルギーに関する言及はない。

## V. 日本との関係

# 1 | 日本のGCC加盟国との貿易

- 日本のGCC向け輸出は、自動車、機械、高度な産業用・電気機器が中心である。2024年、日本のGCC向け輸出額は約242億ドルに上った。
- 日本のGCC向け輸出の50%超を自動車が占める。

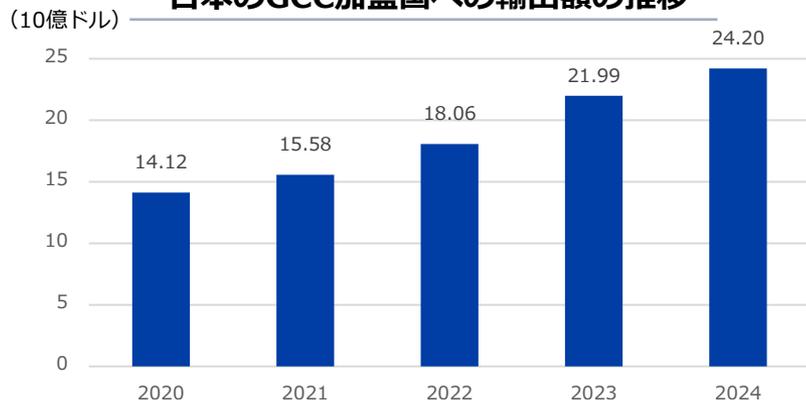
## 日本のGCC加盟国への輸出額とその割合（2024年）

地域	輸出額 (10億ドル)	GCC貿易に 占める割合
<b>GCC</b>	<b>24.20</b>	-
UAE	12.73	52.59
サウジアラビア	6.06	25.06
クウェート	1.82	7.53
カタール	1.64	6.77
オマーン	1.35	5.56
バーレーン	0.60	2.49

## 日本のGCC向け輸出上位7品目（2024年）

HS	品目	輸出額 (10億ドル)
87	鉄道以外の車両	12.74
99	貨物カテゴリーに該当しないサービス	4.42
84	原子炉、ボイラー及び機械類	2.87
73	鉄鋼製品	0.78
85	電気機械	0.77
72	鉄鋼	0.55
40	ゴム及びその製品	0.53

## 日本のGCC加盟国への輸出額の推移



(出所) WITSデータベース、TCG、CCDによるBRIEF評価

## 2 | 日本とGCCの貿易拡大の可能性

- 日本の輸出供給構造とGCCの輸入需要構造との間に密接な整合性と潜在的な貿易拡大の余地が存在する。
- 貿易補完性指数（TCI：輸出国の輸出構造と相手国の輸入構造の一致度を示し、貿易拡大の潜在性を評価する指標）をもとに分析。

### 日本とGCCの間でTCI（貿易補完性指数）の高い品目

HSコード	日本の対世界 輸出額 (100万ドル)	GCCの対世界 輸入額 (100万ドル)	TCI (注) 順位	品目概要
70	5,712.74	2,596.49	1	ガラス及びそのガラス製品
50	53.86	14.94	2	絹及び絹織物
43	3.78	16.90	3	毛皮及び人工毛皮並びにこれらの製品
5	84.32	21.30	4	動物性生産品
58	292.67	114.91	5	特殊織物、タフテッド織物、レース、つづれ織物、トリミング及びししゆ布
53	30.69	48.00	6	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
51	212.59	60.93	7	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
14	2.92	41.15	8	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
66	3.10	42.25	9	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
52	521.36	160.79	10	綿及び綿織物

### HS2桁レベルで、日本の輸出構造とGCCの輸入構造を比較した分析結果

日本とGCC間とのHS2桁レベルにおける貿易額は全体として比較的大きい。一方、HS6桁レベルで詳細に分析すると、貿易は多数の専門性の高い製品に分散されており、個々の品目の取引量は比較的小規模であることが明らかになった。

これらの製品におけるHS6桁レベルで高い貿易補完性が見られることは、日本の輸出供給構造とGCCの輸入需要構造との間に密接な整合性が存在することを反映している。

これは、貿易量が低水準にとどまっている要因が、製品の適合性の欠如によるものではなく、規模、規制、市場アクセス上の制約に起因するものであることを示唆しており、相当な潜在的貿易拡大の余地が存在することを示している。

（注）TCI（Trade Complementarily Index）：貿易補完性指数。輸出国の輸出構造と相手国の輸入構造の一致度を示し、貿易拡大の潜在性を評価する指標。（出所）WITSデータベース、CCDによるBRIEF評価

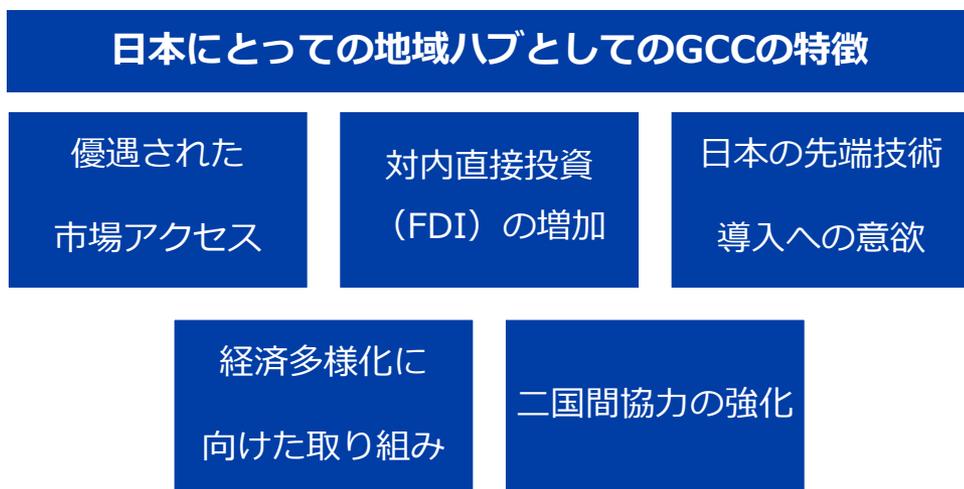
### 3 | 将来における日本とGCCの貿易の可能性

日本からGCCへ輸出拡大の潜在性がある4品目と  
その貿易額（2024年）（単位：10億ドル）

- 分析対象としたHS6桁の4品目（右表）は、日本の世界向け主要輸出品目であると同時に、GCCが世界から多く輸入している主要品目にも含まれる。
- これらの品目における日本からGCCへの輸出額はわずか1,000万ドルにとどまっている。これは供給や需要の不足によるものではなく、構造的な市場浸透不足を示すものである。この分野には、日本が輸出を拡大し、シェアを獲得していく余地が大きいと考えられる。
- 規制が厳しく、ブランド性の高い分野（医薬品、化粧品）は、未開拓の高い潜在的可能性が認められる。
  - 日本の輸出品の高い競争力
  - GCCの輸入への強い依存度
  - 日本とGCC間の貿易量が極めて限定的
- これは、関税障壁ではなく、非関税障壁、規制の整合性の問題、流通上の制約が要因であることを示唆している。
- 右表は、日本とGCC間において約27億ドル規模の未開拓の輸出ポテンシャルが存在することを特定しており、以下の手段で実現可能であることを示している：
  - 規制協力（医薬品、化粧品分野）
  - 市場アクセスの円滑化
  - 戦略的流通・サプライチェーンの構築

HSコード/製品	日本の 対世界輸出	GCCの 対世界輸入	日本の 対GCC輸出	GCCの 対世界輸入 (日本を除く)
<b>300215</b> 免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）	2.07	0.46	0.000007	0.46
<b>300490</b> 医薬品（治療用または予防用で投与量にしたもの、または小売りの計上もしくは包装にしたもの）	3.84	1.61	0.01	1.59
<b>330499</b> 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品	2.42	0.28	0.0032	0.28
<b>710812</b> 金（加工していないもの）	15.70	0.32	0.00	0.32
<b>合計</b>	<b>24.03</b>	<b>2.67</b>	<b>0.01</b>	<b>2.65</b>

## 4 | GCCにとってのFTA推進の狙い



- GCC諸国は、歳入の安定化、雇用創出、技術主導型成長の誘致を目的として、炭化水素（石油、天然ガスなど）依存からの経済多角化を加速させている。
- 制度改革や新産業の育成に必要な資金を確保するため、非石油輸出と対内直接投資（FDI）の拡大を目指している。サウジアラビアの国家改革戦略「ビジョン2030」など各国の国家ビジョンを、貿易・投資・技術協力を優先分野とするGCC共同行動計画（2024～2028年）と整合させている。

(出所) [GCC事務局ウェブサイト](#)。なお、解釈・整理は TCG形式による事前説明・意見交換協議に基づく

# レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250052>



## レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中東アフリカ課



03-3582-5180



ORH@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

### ■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載